

郡山市旅館業法施行細則及び郡山市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年3月13日

郡山市長 品 川 萬 里

郡山市規則第8号
郡山市旅館業法施行細則及び郡山市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則
(郡山市旅館業法施行細則の一部改正)

第1条 郡山市旅館業法施行細則（平成9年郡山市規則第48号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
(趣旨)			(趣旨)		
第1条 旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）の施行については、旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）及び郡山市旅館業法施行条例（平成15年郡山市条例第14号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。			第1条 旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）の施行については、旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）及び郡山市旅館業法施行条例（平成15年郡山市条例第14号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。		
(浴槽水の水質の基準等)			(浴槽水の水質の基準等)		
第7条 条例第11条第3号ウの規則で定める基準は、次の表の左欄に掲げる項目に応じ、同表の右欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の中欄に掲げる基準に適合するものとする。			第7条 条例第11条第3号ウの規則で定める基準は、次の表の左欄に掲げる項目に応じ、同表の右欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の中欄に掲げる基準に適合するものとする。		
項目	基準	検査方法	項目	基準	検査方法
(略)			(略)		
大腸菌	1ミリリットル中に1個以下であること。	特定酵素基質寒天培地を用いた平板培養法	大腸菌群（グラム陰性の無芽胞性のかん菌であって、乳糖を分解し、酸及びガスを形成する全ての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。）	1ミリリットル中に1個以下であること。	デソオキシコール酸塩寒天培地法
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

2 (略)	2 (略)
-------	-------

(郡山市公衆浴場法施行細則の一部改正)

第2条 郡山市公衆浴場法施行細則（平成9年郡山市規則第59号）の一部を次のように改正する。

改正後

(浴槽水の水質の基準等)

第6条 条例第4条第3号イ（エ）の規則で定める基準は、次の表の左欄に掲げる項目に応じ、同表の右欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の中欄に掲げる基準に適合するものとする。

項目	基準	検査方法
(略)		
大腸菌	1 ミリリットル中に1 個以下であること。	特定酵素基質寒天培地を用いた平板培養法
(略)		

備考 （略）

2 （略）

改正前

(浴槽水の水質の基準等)

第6条 条例第4条第3号イ（エ）の規則で定める基準は、次の表の左欄に掲げる項目に応じ、同表の右欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の中欄に掲げる基準に適合するものとする。

項目	基準	検査方法
(略)		
大腸菌群（グラム陰性の無芽胞性のかん菌であって、乳糖を分解し、酸及びガスを形成する全ての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。）	1 ミリリットル中に1 個以下であること。	デソオキシコール酸塩寒天培地法
(略)		

備考 （略）

2 （略）

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。